

押印廃止に伴う対応及び業者独自様式の請求書等の取扱いについて

1 令和5年9月1日より、下記の書類への事業者の押印を廃止します。

- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) 納品・修理完了届兼検査調書
- (4) 受渡書
- (5) 請求書
- (6) 工事関係書類(委託業務含む)

2 令和5年9月1日より会計規程に定めた以下の記載事項を満たすものであれば、事業者独自様式の請求書が使用できます。

(7)～(10)はインボイス制度による令和5年10月1日以降に必要な事項です。

- (1) 請求金額及びその内容
- (2) 請求年月日
- (3) 請求者の住所及び氏名(法人にあっては法人名及び代表者氏名)
※官公署、公社、独立行政法人及び公共料金等の事業者は法人の所在地、代表者の職名、氏名の記載の省略を認める。
公共料金等の事業者とは、電気、ガス、水道、電気通信、郵便並びに鉄道、バス等の公共交通機関及び高速道路の事業者とする。
- (4) 宛先(福岡地区水道企業団)
- (5) 請求書である旨の表示(例:「請求書」「〇〇代を請求します。」など)
- (6) 支払方法の別
口座振込の場合は、口座振込による支払いを希望する旨の表示があること。
なお、振込口座が記載されているものは、口座振込を希望しているものとして取り扱うが、登録口座と一致している必要がある。
- (7) 登録番号
- (8) 取引年月日及び取引内容
- (9) 税率ごとに区分して合計した額(税抜及び税込)及び適用税率
- (10) 税率ごとに区分した消費税額

このページに関するお問い合わせ先

〒815-0031 福岡市南区清水4丁目3番1号

1 (1)～(4) については財務課管理係 Tel 092-552-1998

1 (5)及び 2 については財務課財務係 Tel 092-552-1733

1 (6) については発注課